

第13回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年6月25日（金）午後4時00分から午後4時15分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員（16人）

会長	16番	秋吉	稔之
会長職務代理者	1番	青山	真士
	2番	菊田	実
	3番	湯浅	浩道
	4番	滝本	弘
	5番	狩野	菊惠
	6番	森本	茂
	7番	山田	裕一
	8番	高野	秀則
	9番	佐々木	章史
	10番	岸本	辰彦
	11番	泉	和浩
	12番	佐々木	靖
	13番	古熊	健一
	14番	目黒	一雄
	15番	石田	秀人

4 欠席委員（0人）

5 農業委員会事務局職員

事務局長	野村	雅史
事務局次長	栗谷	雄介
事務局主幹	浦島	卓
係長	吉田	浩子
主任	作山	温史

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用事業完了報告について

日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立
状況の確認について

- 日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 日程第10 議案第5号 土地の現況証明願いについて
 日程第11 議案第6号 農地転用審査特別委員会委員の選出について

7 会議の概要

議長	<p>只今の出席委員16名、定足数に達していますので、第13回当別町農業委員会総会を開会します。</p> <p>なお、滝本委員の議席ですが、当別町農業委員会会議規則第7条第2項により、補欠委員の議席は前任者の議席とするとの規定がありますので、滝本委員の議席番号は4番となります。</p> <p>議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしの声がありましたので、9番 佐々木章史委員、10番 岸本委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。</p>
議長	<p>日程第3 諸般の報告について、事務局より報告します。</p>
事務局	<p>先月の総会終了後の会務報告を申し上げます。</p> <p>6月16日、北海道農業会議総会が札幌市で開催されましたが、新型コロナウィルス感染症への対応から出席を自粛し、書面による議決権行使しています。</p> <p>6月17日、北海道農業者年金協議会総会が札幌市で開催されました。新型コロナウィルス感染症への対応から出席を自粛し、議決権の行使に係る委任状を提出しております。</p> <p>6月11日から17日までの会期で、第2回当別町議会定例会が開催され、欠員となっておりました農業委員の任命について審議が行われ、新たに滝本弘さんが任命されております。</p> <p>なお、任期につきましては前任者の残任期間となりますのでご承知おきを願います。</p>

	以上です。
議長	<p>日程第4、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ご説明します。今回、届出がありましたのは、番号1番の1件です。番号1番は、相続による所有権移転があり、農地法第3条の規定に基づく届出があつたものです。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、報告第1号について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、報告第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第5、報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用事業完了報告について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用事業完了報告について」ご説明します。今回、報告がありましたのは、番号1番、2番の2件です。</p> <p>番号1番につきましては、農地転用事業により工場を新設し駐車場及び資材置き場を整備したもので、6月15日事務局で現地確認を行っております。</p> <p>番号2番につきましては、農地転用事業により駐車場を造成したもので、6月17日事務局で現地確認を行っております。</p> <p>なお、現況写真につきましては、議案資料の報告第2号関係をご高覧ください。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、報告第2号について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。</p>

	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、報告第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	日程第6、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」ご説明します。 今回、通知がありましたのは、番号1番の1件です。 番号1番については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。
	（「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第1号について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	日程第7、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。 今回、申請がありましたのは、番号1番の1件です。 番号1番は、規模拡大のため、所有権を移転しようとするものであります。 番号1番については、議案資料の議案第2号関係「農地法第3条調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。
	（「質疑なし」の声あり）

議長	質疑なしと認め、議案第2号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。今回、申請がありましたのは、番号1番の1件です。番号1番の譲受人は、住宅を建築するため、農地転用の許可を得ようとするものです。 議案資料の議案第3号関係として、農地法第5条調査書のとおり、農地の区分は、都市計画区域の用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。 第3種農地の転用については原則許可であり、一般基準の各要件も満たしていることから、問題ないと考えます。 なお、今回の案件については転用面積が3,000m ² 以下で、かつ申請地が第3種農地であるため、北海道農業会議の意見聴取は不要であり、農地転用審査特別委員会での審議も省略しております。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第9、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地

	<p>利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。</p> <p>今回の計画案は、賃貸借の利用権を設定するものが、番号1番から4番の4件となっています。</p> <p>これら4件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。</p>
議長	<p>休憩します。</p> <p style="text-align: right;">休憩</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第10 議案第5号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号「土地の現況証明願いについて」説明します。</p> <p>今回、願出がありましたのは、番号1番、2番の2件です。</p> <p>番号1番は高野委員、佐々木靖委員、菊田委員と事務局が、番号2番は秋吉委員、森本委員、石田委員と事務局が、それぞれ現地調査を行いました。</p> <p>土地の現況は、長年耕作されておらず、再生利用が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。</p> <p>申請地の位置図及び現況写真につきましては、議案資料の議案第5号関係をご高覧ください。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定してよろしいで</p>

	<p>しょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定しました。
議長	<p>日程第11 議案第6号「農地転用審査特別委員会委員の選出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号「農地転用審査特別委員会委員の選出について」ご説明します。</p> <p>4月26日付農業委員の辞任に伴い、農地転用審査特別委員会委員が現在1名減の8名となっております。同特別委員会設置要綱第3条第1項においては、総会において選出する9名の委員をもって構成すると規定されていることから、欠員となっている委員の選出を行うものです。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	質疑なしと認め、どのような方法で選出したらよろしいか、お詰りします。
古熊委員	選出に当たっては、委員による指名推薦が良いと思います。
議長	只今、古熊委員から、委員による指名推薦との発言がありました が、これにご異議ありませんか。
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、委員による指名推薦とすることに決定しました。</p> <p>ここで、委員からの指名推薦を求めます。</p>
石田委員	入られたばかりではありますが、滝本委員を推薦します。
議長	只今、石田委員から、滝本委員が推薦されました が、これにご異議ありませんか。
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	異議なしと認め、欠員となっている農地転用審査特別委員会委員

	は、滝本委員に決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第13回当別町農業委員会総会を閉会します。